

令和8年3月10日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和8年3月10日（火）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	松岡 浩吉	2番	中川 浩志	3番	後藤 賢治
4番		5番	住吉 栄男	6番	杉田 年徳
7番	瀬井 悦老	8番	津留 孝二	9番	野尻 昭生
10番	芹口 民雄	11番		12番	篠田 晶子
13番	中川 和子	14番	安藤 吉孝		

4、欠席委員 4番 冨永 安弘

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 定刻前ですが、今日参加される方は全員揃いましたので、令和7年度の第12回高森町農業委員会総会、今年度最後の総会を開会したいと思います。

本日は、4番委員から欠席の連絡があっております。

13名中12名が出席されておられまして、高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席で総会が成立しますので、総会の成立を御報告させていただきます。

それでは、会長から御挨拶をお願いします。

会長 皆さん、こんにちは。

お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回が今年度、最後の会議ということで、1年間、御苦勞様でございました。

寒い冬から、だんだんと春が日に日に近づいているような、気候的にはなってきました。

これから春の植付けとかが、忙しくなってくるかとは思いますが。

みなさまには、体調に気を付けられ、仕事に、今年度の春の植付けに頑張っていたきたいというふうに思います。

今日は、議案もそんなに多くはないみたいですので、早く終わるかとは思いますが、この後、農地利用最適化推進委員との、合同会議もありますので、よろしくお願ひいたします。

では、ただ今より総会を始めたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局 会長、御挨拶、ありがとうございました。

それでは、次第の3番、議事に移りたいと思います。

会議規則第4条の規定により、会長が議長になるとありますので、芹口会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 はい。では、ただいまより議事を始めたいと思います。

#### 「議第45号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和8年3月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。では、今回は3番委員、それから今日、4番委員は欠席ですので、5番委員にお願いをしたいと思います。

よろしくお願ひします。

「報告第11号」

事務局

農地法第3条の3第1項の規定による届出について。  
別紙のとおり本委員会に報告する。

令和8年3月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長

はい。これは報告ですので、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

事務局から説明いたします。

4ページをお開きください。

番号1、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては夫から妻への相続となります。

補足資料は、3ページの赤枠で囲ってある筆になります。

続きまして、5ページをお開きください。

番号2、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、相続人、被相続人、届出日、あっせん希望については下記のとおり、届出事由につきましては親から子への相続となります。

補足資料は、4ページの赤枠で囲ってある筆になります。

事務局からの説明は以上です。

議長

はい。相続ということですので、よろしいですかね。

(複数委員)

はい。

議長

では、「議第46号」

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和8年3月10日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長

はい。では、御説明を8番委員さんをお願いいたします。

8番委員

借受人、貸出人、土地の所在地、貸付条件は下記のとおりです。  
補足資料は、6ページから8ページとなっております。

よろしくお願ひします。

事務局 事務局から補足いたします。  
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。  
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。  
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。これは以前も借受人として名前のあった方ですかね。  
何か御質問はございませんか。  
これは何を作付けするとか、連絡は来ていますか。

事務局 はい。申請書の作付け作物の予定につきましては、〇〇〇とのことでした。

議長 はい。  
何か御質問はほかにありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 では、可決したいと思います。  
よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。番号1は可決します。  
では、番号2、これは6番委員、御説明をお願いします。

6番委員 借受人、貸出人、貸付条件は下記のとおりです。  
また、農地の情報は左記のとおりです。  
新たな賃貸借権の設定です。  
補足資料は、9ページから10ページです。

事務局 事務局から補足いたします。  
申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。  
以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。これもやっぱり同じ作物ということですか。

事 務 局 はい。

議 長 はい。何か御質問、御意見等はございませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 なければ、これも可決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。可決します。

今日は、議案が少なかったのですが、何かほかに御意見等はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 なければ、これで終わりたいと思います。  
お疲れさまでした。